

事業名	毒物劇物取締費			調書番号	46
細事業名	毒物劇物取扱者資格試験費	財務コード	087102		
担当部課室	福祉保健 部	衛生業務 課	業務 担当 (内線)	3453	

事業の概要

実施期間	始期 S23 年度 ~ 終期 年度	
実施主体	県(直営)	
目的	だれ(何)を対象に	その対象をどのような状態にして
	毒物・劇物の販売を行う店舗等において、毒物・劇物による保健衛生上の危害防止に務めることを希望する者	毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止を図るために必要な資質を有している
結果、何に結びつけるのか	毒物又は劇物による保健衛生上の危害が防止された環境	
内容	毒物劇物取扱者試験の実施 平成27年度は2月6日に試験を実施し、受験願書の提出者は276人だった。 毒物劇物取扱者講習会の開催 平成27年10月8日に富士河口湖町、9日に甲府市において「化学物質の安全管理-法規制と自主管理-」と題した講演会を開催し、合計180人の参加があった。	

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

区分	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
活動指標	講習会の開催回数	目標	2	2	2	2	2	2
		実績(見込)	2	2	2	0	2	
		達成率	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
		達成区分	b	b	b	d	b	
成果指標	講習会の参加者数	目標	250	250	220	220	220	220
		実績(見込)	222	220	200	0	180	220
		達成率	88.8	88.0	90.9	0.0	81.8	
		達成区分	b	b	b	d	b	
決算(予算) 単位:千円		470	640	456	376	479	561	561

事業の評価(平成27年度の業績評価)

活動指標	b	評価	・成果指標である講習会の参加者は達成率81.8%であった。 ・最新の情報を取り入れて講習会を開催するなど、責任者の資質の確保が図られたことから、意図した成果は上げられた。
成果指標	b		

・「活動指標、成果指標の達成率」から事業の活動量、成果に係る一次評価の考え方を記載すること。  
 ・指標がない場合や指標を補足する必要がある場合には、指標によらない成果を用いて記載すること。

見直しの必要性(平成29年度に向けた改善等の考え方)

見直しの必要性	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い	<input type="checkbox"/> 必要性がある程度認められる	<input type="checkbox"/> 必要性が低い
	説明	社会経済環境の変化により、当該事務事業が解決すべき課題が増えている、増えることが予想される 事業の拡大や充実を求める意見・要望が増えている <input checked="" type="checkbox"/> 法令等により、県が実施することが義務づけられている 県が実施しないと、県民生活に深刻な影響が生じる <input type="checkbox"/> 民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で困難である。 その他( )		
有効性(成果向上)	判定	<input type="checkbox"/> 大幅な成果向上が可能	<input checked="" type="checkbox"/> 成果向上が可能	<input type="checkbox"/> 成果向上は余り望めない
	説明	「毒物劇物取扱者試験の実施」及び「毒物劇物取扱者責任者講習会の開催」とも、予定通りの活動量をあげており責任者の資質の確保が図られることから、成果の向上が見込まれる。		
見直しの余地	判定	<input type="checkbox"/> 見直す余地がある	<input type="checkbox"/> 見直す余地がある程度ある	<input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がない
	説明	<input type="checkbox"/> 民間委託や指定管理者制度の活用など事業手法の見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化する余地がある <input type="checkbox"/> サービスの対象、水準、内容を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 実施体制(事業間・組織間の連携や事務分担など)を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 投入したコストに見合った効果が現れておらず、効果向上やコスト削減を検討する余地がある その他( )		
その他	説明	毒物劇物取扱者試験は毒物及び劇物取締法で都道府県知事による年1回以上の実施が義務づけられており、毒物劇物取扱者講習会は国中と都内において少なくとも各1回開催する必要があるため、見直しの余地は無い。		
見直しの必要性	無			

見直しの方向(平成29年度当初予算等での対応状況)

現行どおり	説明
-------	----

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。